

朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の施行状況

1 開示請求、訂正請求および利用停止請求

令和6年度：0件

2 個人情報等の取扱いに関する苦情

令和6年度：0件

【根拠条文】朝来市議会の個人情報の保護に関する条例（抜粋）

（開示請求権）

第18条第1項 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

（訂正請求権）

第31条第1項 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2）開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

（利用停止請求権）

第38条第1項 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1）第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

（2）第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。